

【実質公債費比率】

○ 実質公債費比率とは

- ・ 当該地方公共団体の一般会計等が負担する、元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。
- ・ 借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標とも言えます。

○ 計算式

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金+準元利償還金 ※1) -} \\ \text{(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模 -} \\ \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}$$

※1 イからホまでの合計額

- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還とした場合における 1 年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

（注）上記方法により当年度・前年度・前々年度の単年度ごとに算定した比率の 3 ヶ年平均が、当年度における実質公債費比率になる。

○ この指標の見方

- ・ 公債費や公債費に準じた経費は、削減したり、先送りしたりすることができない義務的な経費です。この比率が高くなると財政の弾力性が低下し、他の投資的経費等を節減する必要があります。
- ・ また、このような経費は一度増大すると短期間での削減が困難なので、比率が一定以上にならないよう、数値の推移等を注視する必要があります。

（注）この比率は平成 19 年度決算に基づく算定において、算定方法が前年度と変更になったため、平成 18 年度以前と平成 19 年度以降の実質公債費比率の比較には注意が必要です。